

受益者の皆様へ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。
さて、「アジア・オセアニア好配当成長株オープン（1年決算型）」は、このたび、第8期の決算を行いました。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に投資し、安定的な収益の確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行いました。

ここに、当作成対象期間の運用経過等についてご報告申し上げます。

今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

第8期末(2020年10月12日)

基準価額	12,106円
純資産総額	2,586百万円
第8期	
騰落率	6.0%
分配金(税引前)合計	0円

(注) 騰落率は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、小数点以下第2位を四捨五入して表示しております。

(注) 純資産総額の単位未満は切捨てて表示しております。

○交付運用報告書は、運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面です。その他の内容については、運用報告書(全体版)に記載しております。

○当ファンドは、投資信託約款において運用報告書(全体版)に記載すべき事項を、電磁的方法によりご提供する旨を定めております。運用報告書(全体版)は、岡三アセットマネジメントのホームページにて閲覧・ダウンロードいただけます。

○運用報告書(全体版)は、受益者の方からのご請求により交付されます。交付をご請求される方は、販売会社までお問い合わせください。

<運用報告書(全体版)の閲覧・ダウンロード方法>
ホームページのファンド情報から当ファンドのファンド名称を検索することにより、運用報告書(全体版)を閲覧およびダウンロードすることができます。

アジア・オセアニア好配当成長株 オープン(1年決算型)

追加型投信/海外/株式

作成対象期間：2019年10月11日～2020年10月12日

交付運用報告書

第8期(決算日 2020年10月12日)

 **岡三アセットマネジメント**
〒104-0031 東京都中央区京橋2-2-1

お問い合わせは弊社営業部 セールスサポートグループへ
フリーダイヤル ☎ 0120-048-214 (営業日の9:00～17:00)

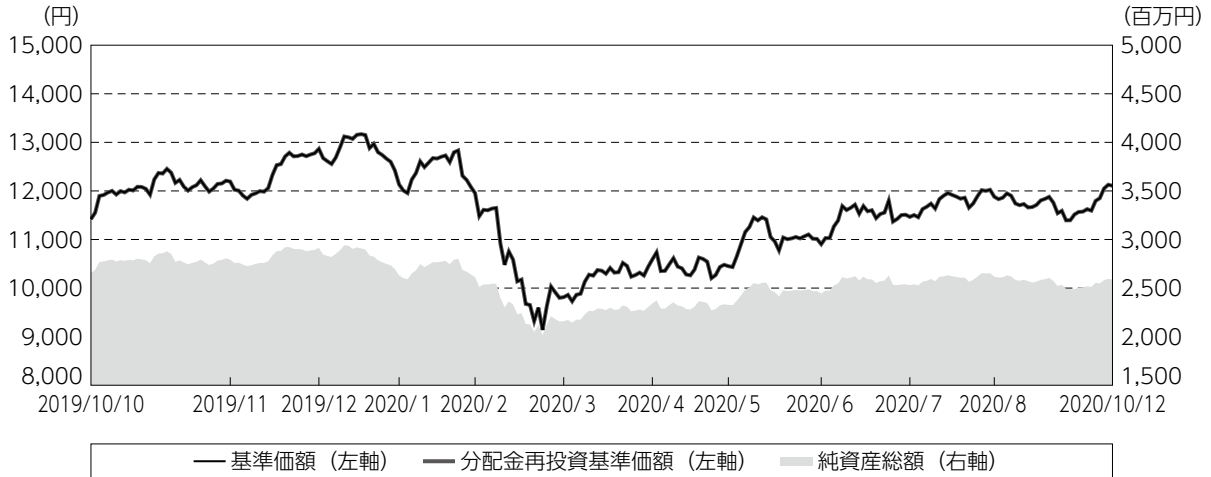
[ホームページ]
<https://www.okasan-am.jp>

※アクセスにかかる通信料はお客様のご負担となります。

運用経過

期中の基準価額等の推移

(2019年10月11日～2020年10月12日)



期 首：11,419円

期 末：12,106円 (既払分配金 (税引前)：0円)

騰落率：6.0% (分配金再投資ベース)

- (注) 分配金再投資基準価額は、分配金 (税引前) を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。
- (注) 分配金を再投資するかどうかについてはお客様がご利用のコースにより異なります。また、ファンドの購入価額により課税条件も異なります。したがって、お客様の損益の状況を示すものではありません。
- (注) 分配金再投資基準価額は、期首 (2019年10月10日) の値が基準価額と同一となるように指数化しております。
- (注) 上記騰落率は、小数点以下第2位を四捨五入して表示しております。

○基準価額の主な変動要因

当ファンドの主要投資対象である「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド (適格機関投資家専用)」における主なプラス要因およびマイナス要因は以下の通りです。

(主なプラス要因)

- ・コロナ禍においても安定した需要が見込まれる情報技術、一般消費財・サービスセクターの組入銘柄の株価が上昇したこと。
- ・国・地域別では台湾や中国 (香港上場) など、セクター別では情報技術や一般消費財・サービスなどが上昇したこと。

(主なマイナス要因)

- ・新型コロナウイルス感染拡大により経済活動の抑制が続く国や業績への懸念が残るセクターの組入銘柄の株価が下落したこと。
- ・国・地域別ではオーストラリアやインドネシアなど、セクター別では不動産や金融などが下落したこと。

1万口当たりの費用明細

（2019年10月11日～2020年10月12日）

項 目	当 期		項 目 の 概 要
	金 額	比 率	
(a) 信 託 報 酬 (投 信 会 社) (販 売 会 社) (受 託 会 社)	円 133 (51) (76) (6)	% 1.161 (0.442) (0.664) (0.055)	(a)信託報酬＝期中の平均基準価額×信託報酬率 委託した資金の運用の対価 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 運用財産の管理、投信会社からの指図の実行の対価
(b) そ の 他 費 用 (監 査 費 用) (そ の 他)	1 (1) (0)	0.011 (0.011) (0.000)	(b)その他費用＝期中のその他費用÷期中の平均受益権口数 監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 その他は、金銭信託支払手数料
合 計	134	1.172	
期中の平均基準価額は、11,488円です。			

(注) 期中の費用（消費税等のかかるものは消費税等を含む）は、追加・解約により受益権口数に変動があるため、簡便法により算出した結果です。

(注) 各金額において基準価額は円未満切捨て、その他は各項目ごとに円未満は四捨五入してあります。

(注) その他費用は、当ファンドが組み入れているマザーファンドが支払った金額のうち、当ファンドに対応するものを含みます。

(注) 各項目の費用は、当ファンドが組み入れている投資信託証券（マザーファンドを除く。）が支払った費用を含みません。

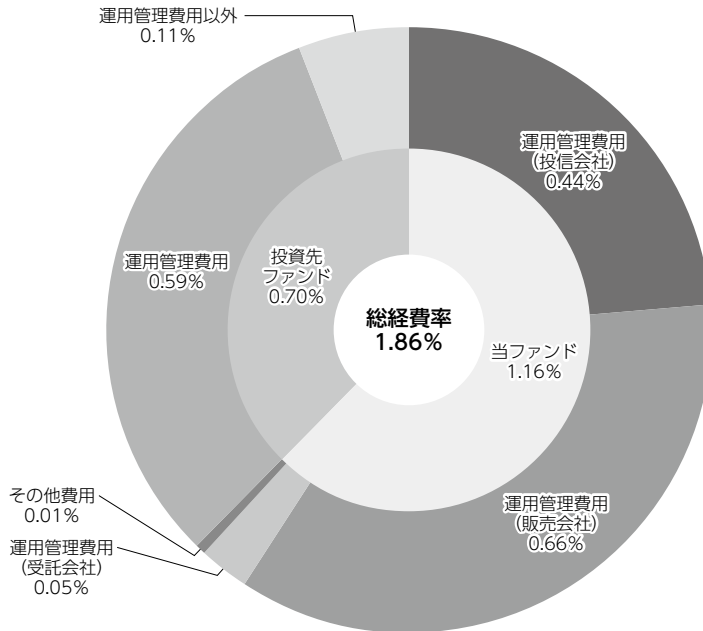
(注) 当該投資信託証券の直近の計算期末時点における「1万口当たりの費用明細」が取得できるものについては「組入上位ファンドの概要」に表示することとしております。

(注) 各比率は1万口当たりのそれぞれの費用金額（円未満の端数を含む）を期中の平均基準価額で除して100を乗じたもので、項目ごとに小数第3位未満は四捨五入してあります。

（参考情報）

○総経費率

期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した総経費率（年率）は1.86%です。



(単位：%)

総経費率 (①+②+③)	1.86
①当ファンドの費用の比率	1.16
②投資先ファンドの運用管理費用の比率	0.59
③投資先ファンドの運用管理費用以外の比率	0.11

(注) 当ファンドの費用は1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。

(注) 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。

(注) 各比率は、年率換算した値です。

(注) 投資先ファンドとは、当ファンドが組み入れている投資信託証券（マザーファンドを除く。）です。

(注) 当ファンドの費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。

(注) 当ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

(注) 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

最近5年間の基準価額等の推移

（2015年10月13日～2020年10月12日）



- (注) 分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。
- (注) 分配金を再投資するかどうかについてはお客様がご利用のコースにより異なります。また、ファンドの購入価額により課税条件も異なります。したがって、お客様の損益の状況を示すものではありません。
- (注) 分配金再投資基準価額は、2015年10月13日の値が基準価額と同一となるように指数化しております。

	2015年10月13日 期初	2016年10月11日 決算日	2017年10月10日 決算日	2018年10月10日 決算日	2019年10月10日 決算日	2020年10月12日 決算日
基準価額 (円)	11,344	10,509	12,968	12,062	11,419	12,106
期間分配金合計 (税引前) (円)	—	0	0	0	0	0
分配金再投資基準価額騰落率 (%)	—	△ 7.4	23.4	△ 7.0	△ 5.3	6.0
純資産総額 (百万円)	2,158	2,086	2,404	2,596	2,655	2,586

- (注) 上記騰落率は、小数点以下第2位を四捨五入して表示しております。
- (注) 純資産総額の単位未満は切捨てて表示しております。
- (注) 騰落率は1年前の決算応当日との比較です。
- (注) 当ファンドは「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」への投資を通じて日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に投資しておりますが、①特定の国・地域について基本となる特定の投資比率を定めていないこと、②配当利回り重視の銘柄選定を行っているため、時期により国・地域別の投資比率が大きく変動することなどの理由から、ベンチマーク、参考指数等を設けておりません。

投資環境

（2019年10月11日～2020年10月12日）

アジア・オセアニア地域の株式市場は、2020年に入り、新型コロナウイルス感染拡大に対する懸念から大きく下落したのちに、先進国中央銀行による前例のない規模の流動性供給が好感され大きく反発するなど、値動きの荒い展開となりました。期初から2019年末までは、米中貿易交渉の進展や中国経済の減速懸念の後退などを背景に株式市場は上昇基調で推移しました。2020年に入ると、新型コロナウイルス感染拡大により経済活動の縮小が世界規模で見られました。このような環境下、サービス関連業種における雇用への影響が確認され、株式市場は景気後退入りを懸念して大きく値を下げました。その後は世界各国で新型コロナウイルスの感染者数の伸びに鈍化がみられたことで、感染拡大がピークを迎えるとの期待を背景に株価は反発しました。また各国の大規模な財政支援策や流動性供給策の発表に加え、中国を中心に経済活動の回復を示す統計が確認されたことなども投資家心理にプラスに働きました。株価は今後も低金利環境が続くと期待に支えられ、企業業績や経済統計において期待される回復シナリオを織り込んで上昇基調で推移し期末を迎えました。

アジア・オセアニア地域の通貨は、新型コロナウイルス感染拡大後も半導体関連を中心に需要が堅調であったことから、その恩恵を受ける企業の株価上昇が目立った台湾や韓国において通貨は円に対して上昇しました。一方で、感染拡大が続くインドネシアやインドの通貨は円に対して下落しました。

国内短期金融市場は、日銀がマイナス金利政策を継続していることを背景に、短期金利がマイナス圏で推移しました。

当ファンドのポートフォリオ

（2019年10月11日～2020年10月12日）

<アジア・オセアニア好配当成長株オープン（1年決算型）>

「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」、「日本マネー・マザーファンド」を主要投資対象とし、「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」を高位に組み入れて運用を行いました。

○イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に投資を行いました。

マザーファンドの運用につきましては、主として日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に投資を行い、安定的な配当収入の確保および中長期的な値上がり益の獲得を目指した運用を行いました。当期中の投資行動では、バリュエーションが魅力的な水準にあり値上がり期待できる銘柄の中から、配当利回りが相対的に高い銘柄や今後の増配が期待できる銘柄などに注目し、市場を上回る平均配当利回りの水準を維持しました。

組入比率については、国・地域別では、中国（香港上場）やオーストラリアなどを引き上げる一方、台湾やシンガポールなどを引き下げました。セクター別では、一般消費財・サービスなどを引き上げる一方、金融などを引き下げました。

○日本マネー・マザーファンド

わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とした運用を行いました。当期間中は、政府保証債を組み入れました。

当ファンドのベンチマークとの差異

(2019年10月11日～2020年10月12日)

当ファンドはベンチマークおよび参考指数がないため、本項目は記載していません。

分配金

(2019年10月11日～2020年10月12日)

毎年10月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、分配を行います。

分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

当期の分配につきましては、投資信託財産の成長を目指す観点から、見送りとさせていただきます。なお、収益分配に充てなかった留保益につきましては、運用の基本方針と同一の運用を行ってまいります。

(単位：円、1万円当たり・税引前)

項 目	第8期
	2019年10月11日～ 2020年10月12日
当期分配金	—
(対基準価額比率)	— %
当期の収益	—
当期の収益以外	—
翌期繰越分配対象額	4,881

(注) 対基準価額比率は当期分配金（税引前）の期末基準価額（分配金込み）に対する比率であり、ファンドの収益率とは異なります。

(注) 当期の収益、当期の収益以外は小数点以下切捨てで算出しているため合計が当期分配金と一致しない場合があります。

今後の運用方針

（投資環境の見通し）

アジア・オセアニア地域の株式は、世界規模での新型コロナウイルスの感染拡大による影響を軽減するため、各国の財政出動や中央銀行による利下げ、流動性供給に対する市場の反応が見られるものの、引き続きボラティリティ（変動率）が高い状態が続くと思われまます。足元の株式市場の反応は長期的な視点を持った投資家にとって、財務体質が健全な企業を割安な水準で組み入れる機会をもたらしてくれると考えられます。

国内短期金融市場は、日銀によるマイナス金利政策の継続が見込まれることから、主要な投資対象であるわが国の公社債および短期金融商品の利回りがマイナス圏での推移となり、今後も厳しい運用環境が続くと予想されます。

<アジア・オセアニア好配当成長株オープン（1年決算型）>

「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」を高位に組み入れて運用を行います。

○イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンドの受益証券への投資を通じて、分散投資によりリスクの分散を図りながら、先進国と比較して相対的に高い経済成長が期待される日本を除くアジア・オセアニア地域の株式へ投資を行います。今後も、個別銘柄のキャッシュフローと配当の持続可能性に注目したりサーチに基づき、安定的な配当収入の確保および中長期的な値上がり益の獲得を目指して運用を行う予定です。アジア・オセアニア地域の株式は米国や欧州などの主要株式市場との比較だけでなく、過去との比較においても割安な水準にあると思われまます。株式市場がマクロ経済などのニュースに敏感に反応するような局面では、株価の短期的な変動にも耐えうる投資期間を設定し、ファンダメンタルズ（経済の基礎的条件）とバリュエーションを十分に見極めるという投資の基本に立ち返ることが重要と考えまます。企業のファンダメンタルズと関係なく株価が変動する局面では、財務体質の強い銘柄への投資機会をうかがってまいりまます。

○日本マネー・マザーファンド

わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とし、安定した収益確保を目的に運用を行います。

お知らせ

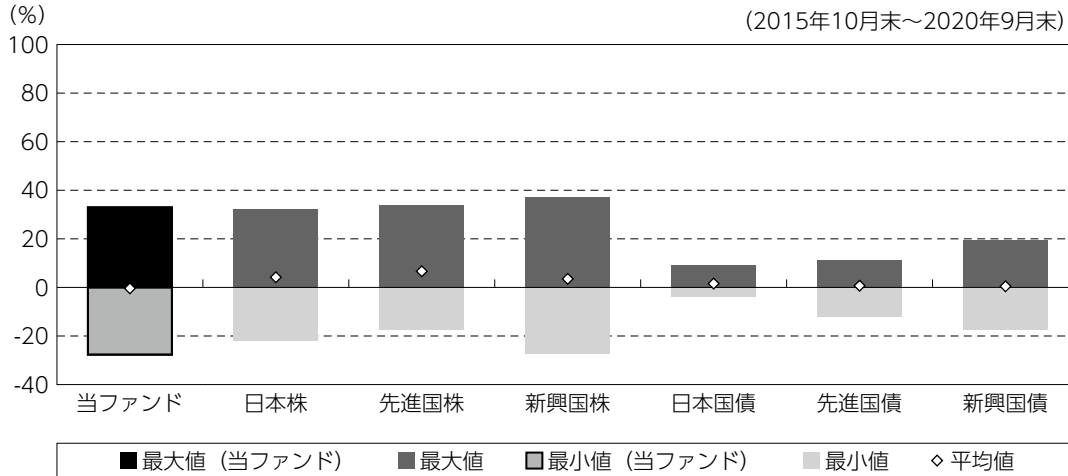
当ファンドにつきまして受益者のみなさまに重要なお知らせがあります。後掲17ページから始まるお知らせをご覧ください。

当ファンドの概要

商品分類	追加型投信／海外／株式	
信託期間	2013年9月25日から、原則として無期限です。	
運用方針	投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に投資し、安定的な収益の確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。	
主要投資対象	当ファンド	当ファンドは、以下の投資信託証券に投資します。 ○イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用） ○日本マネー・マザーファンド
	イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）	イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として日本を除くアジア・オセアニア地域の株式を主要投資対象とします。
	日本マネー・マザーファンド	わが国の公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
運用方法	当ファンド	イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）への投資を通じて高水準の配当収入の確保を目指すとともに、収益性、成長性などから株価の上昇が期待できる銘柄に投資します。
	イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）	イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に投資を行い、安定した配当収入の確保および中長期的な値上がり益の獲得を目指して運用を行います。
	日本マネー・マザーファンド	安定した収益の確保を図ることを目的として安定運用を行います。
分配方針	毎年10月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 繰越分を含めた配当等収益には、日本マネー・マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。	

（参考情報）

○当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(単位：%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	32.9	32.2	34.1	37.2	9.3	11.4	19.3
最小値	△ 27.7	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値	△ 0.4	4.2	6.6	3.5	1.6	0.7	0.5

(注) 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

(注) 2015年10月から2020年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

(注) 上記の騰落率は決算日に対応した数値とは異なります。

(注) 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

《各資産クラスの指数》

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

先進国株：MSCI - KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債：NOMURA - BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

※各指数についての説明は、16ページの「代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について」をご参照ください。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

当ファンドのデータ

組入資産の内容

(2020年10月12日現在)

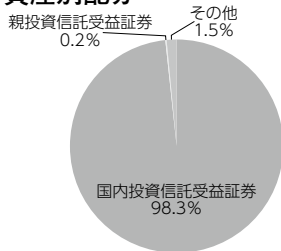
○組入上位ファンド

銘柄名	第8期末
イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）	98.3%
日本マネー・マザーファンド	0.2%
組入銘柄数	2銘柄

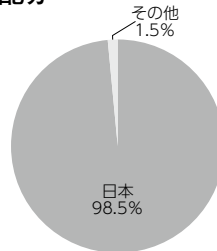
(注) 比率は当ファンドの純資産総額に対する割合です。

(注) 組入全銘柄に関する詳細な情報等につきましては、運用報告書（全体版）に記載しております。

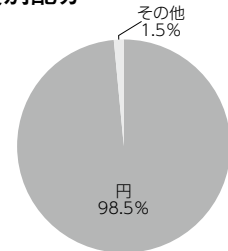
○資産別配分



○国別配分



○通貨別配分



(注) 比率は当ファンドの純資産総額に対する割合です。資産の状況等によっては100%超となる場合があります。

(注) 国別配分につきましては発行国を表示しております。

(注) その他にはコール・ローン等を含む場合があります。

純資産等

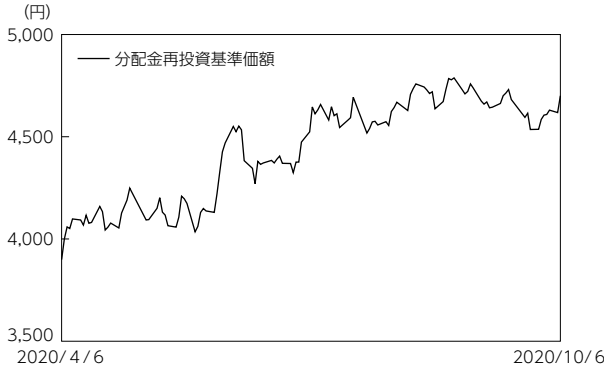
項目	第8期末
	2020年10月12日
純資産総額	2,586,829,382円
受益権総口数	2,136,834,163口
1万口当たり基準価額	12,106円

(注) 期中における追加設定元本額は401,377,163円、同解約元本額は590,493,340円です。

組入上位ファンドの概要

イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）

【基準価額の推移】



(注) 分配金再投資基準価額は、作成期首（2020年4月6日）の値が基準価額と同一となるように指数化しております。

【1万口当たりの費用明細】

(2020年4月7日～2020年10月6日)

項 目	第174期～第179期		項 目 の 概 要
	金 額	比 率	
(a) 信 託 報 酬	13	0.303	(a) 信託報酬＝作成期間の平均基準価額×信託報酬率 作成期間の平均基準価額は、4,384円です。
（ 投 信 会 社 ）	(12)	(0.276)	委託した資金の運用の対価
（ 販 売 会 社 ）	(0)	(0.005)	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
（ 受 託 会 社 ）	(1)	(0.022)	運用財産の管理、投信会社からの指図の実行の対価
(b) 売 買 委 託 手 数 料	4	0.095	(b) 売買委託手数料＝作成期間の売買委託手数料÷作成期間の平均受益権口数
（ 株 式 ）	(4)	(0.090)	売買委託手数料は、有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
（ 投 資 信 託 証 券 ）	(0)	(0.005)	
(c) 有 価 証 券 取 引 税	3	0.077	(c) 有価証券取引税＝作成期間の有価証券取引税÷作成期間の平均受益権口数
（ 株 式 ）	(3)	(0.076)	有価証券取引税は、有価証券の取引の都度発生する取引に関する税金
（ 投 資 信 託 証 券 ）	(0)	(0.001)	
(d) そ の 他 費 用	3	0.076	(d) その他費用＝作成期間のその他費用÷作成期間の平均受益権口数
（ 保 管 費 用 ）	(1)	(0.027)	保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用
（ 監 査 費 用 ）	(0)	(0.001)	監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
（ そ の 他 1 ）	(2)	(0.048)	キャピタルゲイン税等
合 計	23	0.551	

(注) 作成期間の費用（消費税等のかかるものは消費税等を含む）は、追加・解約により受益権口数に変動があるため、簡便法により算出した結果です。

(注) 各金額は項目ごとに円未満は四捨五入してあります。

(注) 各比率は1万口当たりのそれぞれの費用金額（円未満の端数を含む）を作成期間の平均基準価額で除して100を乗じたもので、項目ごとに小数第3位未満は四捨五入してあります。

(注) 売買委託手数料、有価証券取引税およびその他費用は、当ファンドが組み入れているマザーファンドが支払った金額のうち、当ファンドに対応するものを含まず。

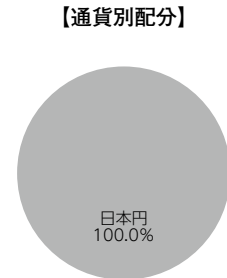
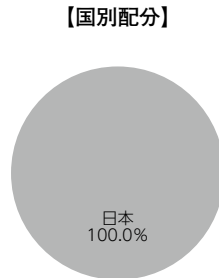
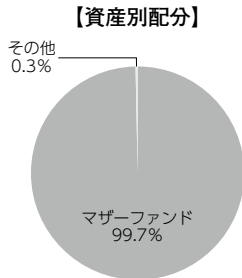
イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）の組入資産の内容

【組入上位ファンド】

(2020年10月6日)

フ ァ ン ド 名	第179期末
イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド	99.7%
組入銘柄数	1銘柄

(注) 比率は当ファンドの純資産総額に対する評価額の割合です。

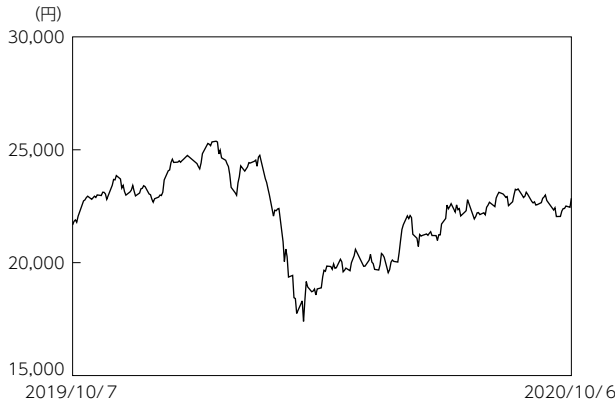


(注) 比率は当ファンドの純資産総額に対する評価額の割合です。

(注) 資産別配分において、未払金等の発生により「その他」の数値がマイナスになることがあります。

参考情報：イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンドの組入資産の内容

【基準価額の推移】



【1万口当たりの費用明細】

(2019年10月8日～2020年10月6日)

項 目	当 期		項 目 の 概 要
	金 額	比 率	
(a) 売 買 委 託 手 数 料	31	0.141	(a) 売買委託手数料＝期中の売買委託手数料÷期中の平均受益権口数 期中の平均基準価額は、22,091円です。 売買委託手数料は、有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
（ 株 式 ）	(30)	(0.134)	
（ 投 資 信 託 証 券 ）	(2)	(0.008)	
(b) 有 価 証 券 取 引 税	29	0.131	(b) 有価証券取引税＝期中の有価証券取引税÷期中の平均受益権口数 有価証券取引税は、有価証券の取引の都度発生する取引に関する税金
（ 株 式 ）	(29)	(0.129)	
（ 投 資 信 託 証 券 ）	(0)	(0.002)	
(c) そ の 他 費 用	23	0.105	(c) その他費用＝期中のその他費用÷期中の平均受益権口数 保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転等に要する費用 キャピタルゲイン税等
（ 保 管 費 用 ）	(13)	(0.061)	
（ そ の 他 1 ）	(10)	(0.045)	
合 計	83	0.377	

(注) 期中の費用（消費税等のかかるものは消費税等を含む）は、追加・解約により受益権口数に変動があるため、簡便法により算出した結果です。

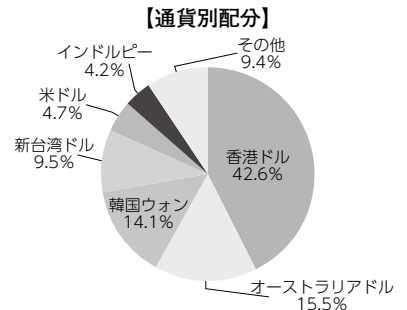
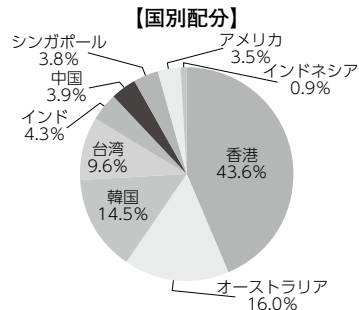
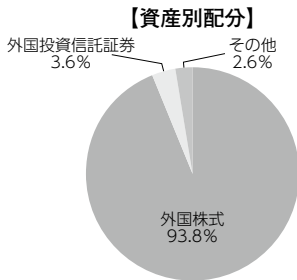
(注) 各金額は項目ごとに円未満は四捨五入してあります。

(注) 各比率は1万口当たりのそれぞれの費用金額（円未満の端数を含む）を期中の平均基準価額で除して100を乗じたもので、項目ごとに小数第3位未満は四捨五入してあります。

【組入上位10銘柄】

(2020年10月6日)

	銘柄名	業種／種別等	通貨	国（地域）	比率
					%
1	Alibaba Group Holding Ltd	小売	香港ドル	香港	8.4
2	Tencent Holdings Ltd	メディア・娯楽	香港ドル	香港	7.2
3	Taiwan Semiconductor Manufacturing	半導体・半導体製造装置	新台幣ドル	台湾	7.0
4	Samsung Electronics Co Ltd	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	韓国ウォン	韓国	4.2
5	Ping An Insurance Group Co	保険	香港ドル	香港	2.8
6	Samsung Electronics Co Ltd-Pref	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	韓国ウォン	韓国	2.4
7	BHP Group Limited	素材	オーストラリアドル	オーストラリア	2.4
8	JD.com Inc	小売	香港ドル	香港	2.3
9	New Oriental Education & Technology Group-ADR	消費者サービス	米ドル	アメリカ	2.3
10	China Merchants Bank Co Ltd	銀行	香港ドル	香港	1.9
組入銘柄数			59銘柄		



(注) 組入上位10銘柄、資産別・国別・通貨別配分のデータは2020年10月6日現在のものです。

(注) 組入上位10銘柄、資産別・通貨別配分の比率は純資産総額に対する割合、国別配分の比率は組入銘柄の総額に対する割合です。

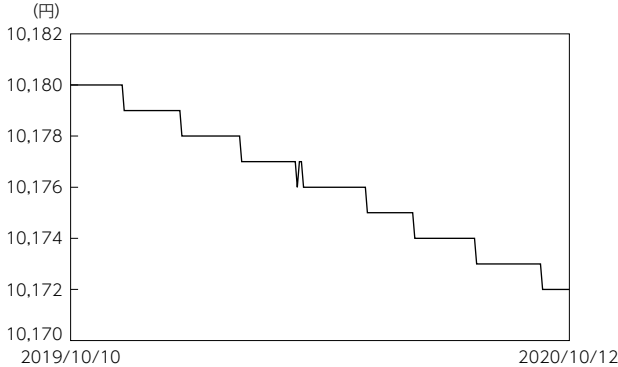
(注) 組入上位10銘柄、国別配分の国・地域は、株式が上場されている主要な金融商品取引所の所在国・地域を記載しています。

* 組入全銘柄に関する詳細な情報等については、運用報告書（全体版）をご覧ください。

組入上位ファンドの概要

日本マネー・マザーファンド

【基準価額の推移】



【1万円当たりの費用明細】

(2019年10月11日～2020年10月12日)

項 目	当 期	
	金 額	比 率
(a) そ の 他 費 用	0	0.001
(そ の 他)	(0)	(0.001)
合 計	0	0.001

期中の平均基準価額は、10,176円です。

(注) 上記項目の概要につきましては、運用報告書（全体版）をご参照ください。
 (注) 各金額において基準価額は円未満切捨て、その他は各項目ごとに円未満は四捨五入してあります。
 (注) 各比率は1万円当たりのそれぞれの費用金額（円未満の端数を含む）を期中の平均基準価額で除して100を乗じたもので、項目ごとに小数第3位未満は四捨五入してあります。

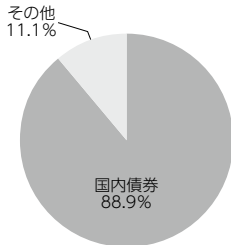
【組入上位10銘柄】

(2020年10月12日現在)

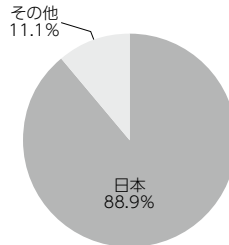
	銘 柄 名	業 種 / 種 別 等	通 貨	国 (地 域)	比 率
1	第137回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	特殊債券	円	日本	37.6
2	第27回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債	特殊債券	円	日本	23.3
3	第133回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	特殊債券	円	日本	16.4
4	第120回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	特殊債券	円	日本	11.6
5	—	—	—	—	—
6	—	—	—	—	—
7	—	—	—	—	—
8	—	—	—	—	—
9	—	—	—	—	—
10	—	—	—	—	—
組入銘柄数				4銘柄	

(注) 比率は当ファンドの純資産総額に対する割合です。
 (注) 組入全銘柄に関する詳細な情報等につきましては、運用報告書（全体版）に記載しております。
 (注) 国（地域）につきましては発行国を表示しております。

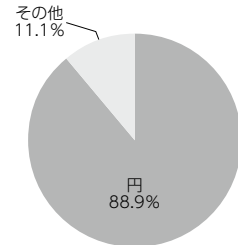
【資産別配分】



【国別配分】



【通貨別配分】



(注) 比率は当ファンドの純資産総額に対する割合です。資産の状況等によっては100%超となる場合があります。
 (注) 国別配分につきましては発行国を表示しております。
 (注) その他にはコール・ローン等を含む場合があります。

当マザーファンドの計算期間における運用経過の説明は、運用報告書（全体版）をご覧ください。

＜代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について＞

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

○MSCI – KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）

MSCI – KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

○MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

○NOMURA – BPI国債

NOMURA – BPI国債は、野村証券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA – BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属します。

○FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス – エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス – エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス – エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

＜お知らせ＞

弊社「アジア・オセアニア好配当成長株オープン（毎月分配型）」及び「同（1年決算型）」が主要投資対象とするファンドの運用会社であるイーストスプリング・インベストメンツ株式会社が金融庁から2020年4月3日付で行政処分を受け、当該行政処分の対象となりました同社の業務運営の影響により、弊社ファンド及び受益者様に不利益が生じていることが判明いたしました。弊社ファンド及び受益者様に生じた不利益を解消すべく、下記の対応を行わせていただきましたのでお知らせいたします。

弊社といたしましては、受益者様に多大なご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の業務運営の改善状況に関するモニタリングを行い、再発防止に努める所存でございます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご参考として、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社が作成した、後掲の「弊社行政処分に関する経緯および弊社対応に関するご説明」をご覧くださいませようお願い申し上げます。

記

1. 弊社ファンドの仕組み

弊社「アジア・オセアニア好配当成長株オープン（毎月分配型）」及び「同（1年決算型）」（以下、弊社ファンド）は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社（以下、イーストスプリング）が運用する「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式ファンド（適格機関投資家専用）」（以下、ES ファンド）を主要投資対象としています。このES ファンドは、「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」（以下、ES マザーファンド）を通じ、日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に投資をしております。

今般の行政処分の対象となった業務運営を原因として発生したES マザーファンドの費用の増加により、当該ファンドを実質的な投資対象とする弊社ファンドの基準価額に間接的な影響が生じていました。

2. イーストスプリングの業務運営及びその影響

イーストスプリングの投信計理業務の外部委託の解約を契機として、グローバル・カストディ*から提案されたES マザーファンドのカストディ費用の値上げを受け入れ、2015年3月からカストディ費用に固定費が追加されていきました。実際にES マザーファンドから固定費を含むカストディ費用の支払いが行われた2015年6月から、弊社ファンドの基準価額にも影響が生じていました。

*グローバル・カストディとは、海外株式等を一元して管理・保管する銀行です。また、カストディ費用とは、海外株式等を現地地で管理・保管する費用であり、グローバル・カストディに支払われます。

※証券取引等監視委員会の「イーストスプリングに対する検査結果に基づく勧告」及び金融庁の「イーストスプリングに対する行政処分」につきましては、以下のURLでご覧になることができます。

証券取引等監視委員会ホームページ

https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2020/2020/20200327-1.htm

金融庁ホームページ

<https://www.fsa.go.jp/news/r1/shouken/20200403.html>

3. 弊社ファンド及び受益者様に生じた不利益の解消について

弊社ファンド及び受益者様に生じた不利益を解消すべく、弊社及びイーストスプリングは以下の対応を行いました。なお、イーストスプリングはES ファンド及びES マザーファンドの基準価額の遡及訂正を行わないため、弊社ファンドの過去の基準価額への影響はありません。

(1) ES マザーファンドに対する固定費相当額の弁済

イーストスプリングは、2020年7月3日に、カストディ費用に追加された上記固定費相当額（2015年6月～2020年4月支払い分）をES マザーファンドに一括で弁済しました。

これにより、弊社ファンドの信託財産は原状回復し、弊社ファンドを保有いただいている受益者様に生じていた不利益は解消していると弊社は考えております。

なお、同日付の1万口当たり基準価額への影響額は、弊社「アジア・オセアニア好配当成長株オープン（毎月分配型）」+1円、「アジア・オセアニア好配当成長株オープン（1年決算型）」+6円です。

(2) 弊社ファンドを過去に解約された受益者様へのカストディ費用の固定費相当額の返金

弊社及びイーストスプリングは、ES マザーファンドのカストディ費用に追加された固定費が弊社ファンドを解約された受益者様の解約価額（解約お申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額）に与えた影響額について、受託銀行の協力のもと、計算を行いました。

上記計算の結果、以下の「解約お申込受付日」で解約された受益者様に対して、カストディ費用の固定費相当額（受益権1万口当たり1円～3円）を、販売会社様を通じて返金させていただいております。

○アジア・オセアニア好配当成長株オープン（毎月分配型）の1万口当たり返金額

解約お申込受付日	基準価額適用日	1万口当たり返金額
2019年9月12日～2020年7月1日	2019年9月13日～2020年7月2日	1円

○アジア・オセアニア好配当成長株オープン（1年決算型）の1万口当たり返金額

解約お申込受付日	基準価額適用日	1万口当たり返金額
2016年11月2日～2018年8月7日	2016年11月4日～2018年8月8日	1円
2018年8月8日～2019年11月5日	2018年8月9日～2019年11月6日	2円
2019年11月6日～2020年7月1日	2019年11月7日～2020年7月2日	3円

(3) 弊社ファンドを過去に購入された受益者様への影響

ES マザーファンドの固定費の追加によるカストディ費用の値上げの影響を受けた基準価額で弊社ファンドを購入されたすべての受益者様につきましては、カストディ費用の固定費相当額だけ低い基準価額で購入されたと考えられるため、購入された時点において、不利益は生じておりません。弊社ファンドを保有いただいている受益者様に生じていた不利益は、(1)に記載のとおり解消していると弊社は考えております。

4. 受益者様ご自身によるお手続き

本件に関する受益者様ご自身による特段のお手続きは不要です。

前記の「3. (2) 弊社ファンドを過去に解約された受益者様へのカストディ費用の固定費相当額の返金」でご説明させていただきましたとおり、返金の対象となる受益者様には、準備が整い次第、順次販売会社様を通じてご連絡させていただいております。

また、前記「3. (3) 弊社ファンドを過去に購入された受益者様への影響」でご説明させていただきましたとおり、過去に購入された受益者様につきましては、購入された時点において、不利益は生じておりません。

また、過去の購入代金に追加でご資金をお支払いいただくことや、返金させていただくことなどもございません。

以上

お問い合わせ先：岡三アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル：0120-048-214

(土日・祝日・年末年始を除く9：00～17：00)

＜ご参考＞

弊社行政処分に関する経緯および弊社対応に関するご説明

弊社は、2020年4月3日付で、金融庁より2ヵ月間の業務停止および業務改善命令という行政処分を受けました。行政処分の理由は、金融商品取引法第42条第1項への違反（投資信託の受益者のために忠実に投資運用業を行っていない状況）というものです。弊社では、今般の行政処分を厳粛かつ真摯に受け止め、業務運営体制と内部管理体制の一層の強化等を通じて、再発防止に取り組んでいるところでございます。

2ヵ月間の業務停止は終了いたしました。今般の行政処分の対象となりました弊社の業務運営につき深く反省し、受益者様に多大なご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、その経緯および弊社の対応等につきまして、以下ご説明申し上げます。

2020年9月末日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

記

1. 本件に関する経緯

弊社は投信計理業務*¹についてA社に業務委託を行うとともに、A社のグループ会社であるB社に対して弊社が設定する投資信託のグローバル・カストディ業務*²を集約していました。

- * 1 投信計理業務：投資信託の基準価額の計算や会計処理等を行う業務です。弊社では投信計理業務の一部をA社に対して外部委託していました。
- * 2 グローバル・カストディ業務：グローバル・カストディとは、海外株式等を一元して管理・保管する銀行です。また、カストディ費用は、海外株式等を現地で管理・保管する費用であり、グローバル・カストディに支払われます。

2014年、A社に対しての投信計理業務の外部委託を解約することを決定し、2014年末頃からA社に対して解約のための交渉を行っていましたが、その際の解約交渉の条件の一つとして、A社のグループ会社であるB社がグローバル・カストディとなっている業務に関し、「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」（以下、当マザーファンド）におけるカストディ費用の値上げの提示を受けました。カストディ費用の値上げは具体的には、従来の変動費（取引の内容、頻度によって変化するもの）のみの料率体系に、新たに固定費（受託財産の規模や取引件数に関わらず固定額を賦課するもの）を賦課したものとなっていました。

このカストディ費用の値上げは、当マザーファンド及び当マザーファンドを組み入れて運用している投資信託における費用の増加という結果になりますが、弊社は当該値上げの妥当性について何ら検討することなく受け入れを了承し、当該固定費は2015年3月から、グローバル・カストディとの契約に導入されました。本来であれば弊社は投資信託の委託会社として、固定費導入という値上げを受け入れる場合には、その妥当性等を十分に検討すべきであるにもかかわらず、弊社は十分に検討しないまま、値上げに反対をせず受け入れを了承し、弊社が運用する投資信託に当マザーファンドを組み入れて運用を行いました。

これら一連の行為と結果は、投資信託の受益者のために忠実に投資運用業を行っていないものであり、投資信託の委託会社としての忠実義務に違反するものであったと認識いたしております。

2. 本件における主な問題点と原因

弊社が認識している前記の経緯における主な問題点と原因は以下の通りです。

- ・当時の複数名の交渉当事者（退職済み）が、カスタディ契約自体は受託銀行とグローバル・カスタディが締結するものであり、弊社は契約主体ではなく直接的に関与しないという事実を利用し、本件交渉の全容及び当該値上げを、会議体等に報告しなかったこと。
- ・交渉当事者が、受益者利益優先の意識が希薄であったため、本件交渉に当たって受益者利益よりも会社利益を優先した意思決定を行ったこと。
- ・当時の社風として、社内での情報共有や議論が十分にされず少人数による意思決定が行われることが多かったため、形式論的な判断のまま進めることを可能としてしまったこと。
- ・当時の代表取締役社長兼CEOが、本件に係るA社グループとの包括的提携関係の経緯及び利益相反の構造等を十分に理解しないまま、交渉当事者による交渉について適切な指揮・監督、妥当性の検証を行わず、管理者責任を怠り、本件にかかる問題を検知できなかったこと。

3. マザーファンドへの影響

上記1. でご説明申し上げました経緯の結果として、2015年3月から、当マザーファンドのカストディ費用に、固定費が新たに賦課されましたが、金額としては、固定費として年額174,000米ドル*でした。

*固定費として年額174,000米ドル：約2,091万円、2015年3月末時点の為替レート1米ドル=120.17円として換算。実際には年額の固定費は、月割りで請求されるため、その時点の為替レートによって円貨額は変動します。以下、同じ。

なお、2015年3月末時点での当マザーファンドの純資産総額は約7,435億円であり、年間約2,091万円の固定費の追加は当マザーファンドの純資産額に対して、年間約0.0028%の費用増加となりました。

4. 関連する国内公募投資信託

当マザーファンドを直接、間接的な投資対象とする4本の国内公募投資信託（以下、関連ファンド）が本件に関連しています。

なお、グローバル・カスタディとの契約は当マザーファンドにおいて行われるものであるため、カスタディ費用に固定費が導入されたことについては、ファンド・オブ・ファンズ形式で弊社が設定する私募投資信託に投資を行う岡三アセットマネジメント株式会社では、知り得ない状況となっていました。

5. 本件に関する対応

弊社は、弊社の忠実義務違反の結果生じた負担増加につき深く反省をするとともに、次の対応を行っています。

(1)固定費が支払われた期間

カスタディ費用に付加されていた固定費部分（年額174,000米ドル）は2015年3月分から2020年1月分まで課されていましたが、受託銀行、グローバル・カスタディの協力のもと、現在は撤廃され2015年3月の値上げ前の状況に戻っています。これによって、固定費部分が課されていた時期は、グローバル・カスタディとの契約上は2015年3月～2020年1月分の4年と11ヵ月間、実際に当マザーファンドでカスタディ費用の固定費部分の支払いが行われた期間としましては、2015年6月から2020年4月までとなります。

(2)固定費相当額の当マザーファンドへの弁済

2015年6月～2020年4月の4年11ヵ月の間に当マザーファンドより支払われた固定費相当額855,500米ドル（96,331,763円）を2020年7月3日に弊社から当マザーファンドへ一括して弁済することにより、当マザーファンドの原状回復を行いました。この効果は、当マザーファンドに直接、間接的に投資する関連ファンドの資産評価にも反映され、当マザーファンドと関連ファンドに対する原状回復が完了しております。

なお、2020年7月3日付の原状回復による関連ファンドの内、岡三アセットマネジメント株式会社（以下、岡三AM）が設定・運用する国内公募投資信託に対する1万口当たり基準価額への影響額は、以下の通りです。

【2020年7月3日時点で当マザーファンドに対する原状回復を行ったことによる基準価額への影響】

	2020年7月3日 基準価額（1万口当たり）	原状回復による影響額 （1万口当たり）
（岡三 AM）アジア・オセアニア 好配当成長株オープン（毎月分配型）	1,586円	+ 1円
（岡三 AM）アジア・オセアニア 好配当成長株オープン（1年決算型）	11,268円	+ 6円

(3)過去に公表済みの基準価額の訂正

上記（2）でご説明の通り、当マザーファンドと関連ファンドに対する原状回復は完了しておりますが、弊社および受託銀行による再検証を行った結果、過去に公表した基準価額への影響は軽微であるため、基準価額自体の訂正は行いません。したがって、約定取引の遡っての修正や、個別元本の変更等もございません。

(4)過去に解約された該当受益者様へのカスタディ費用の固定費相当額のお支払い

前述の関連ファンドについて、2015年6月10日～2020年7月1日までの期間において、解約された受益者様におかれましては、過去のグローバル・カスタディ費用の値上げ（固定費の追加）の影響により、受け取られた解約価額に不利益が生じている可能性があります。そのため、弊社は、実際に当マザーファンドから固定費を含むカスタディ費用の支払いが行われた2015年6月以降に関連ファンドを解約された受益者様の解約価額（解約のお申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額）への影響について、受託銀行等の協力の上、計算を行いました。

前述の通り、基準価額自体の訂正は行いませんが、弊社といたしましては、過去に関連ファンドを解約された受益者様の受け取られた解約価額に不利益が生じている場合については、その差額分を販売会社様を通じて該当する受益者様に返金させていただくこととしました。（上記期間のうち、具体的には以下の期間において、解約のお申込をいただいた受益者様が今回の返金の対象となります。）

（岡三AMが設定・運用する国内公募投資信託における該当解約お申込受付日）

	該当解約お申込受付日	基準価額適用日*
（岡三 AM）アジア・オセアニア 好配当成長株オープン（毎月分配型）	2019年9月12日 ～2020年7月1日	2019年9月13日 ～2020年7月2日
（岡三 AM）アジア・オセアニア 好配当成長株オープン（1年決算型）	2016年11月2日 ～2020年7月1日	2016年11月4日 ～2020年7月2日

*解約時には解約のお申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額（解約価額）が適用されます。

*上記「該当解約お申込受付日」以外の期間において受益者様がお申し込みされた解約は、返金の対象になりませんので、御了承ください。

(5)過去に購入された受益者様への影響

当マザーファンドでカスタディ費用の固定費部分の支払いが開始された時点以降に、関連ファンドを購入されたすべての受益者様におかれましては、購入時の基準価額は、当マザーファンドで固定費部分の支払いが行われた影響を受けたものとなっており、固定費相当分だけ低い基準価額で購入されたと考えられるため、購入価額における特段の不利益などは生じておらず、現在も保有いただいている受益者様に生じていた不利益も、

(2)に記載のとおり解消していると弊社では考えております。また、(3)に記載しましたように、基準価額自体の訂正は行わず購入価額への影響はございませんので、過去のご購入代金に追加でご資金をお支払いいただくことや、返金させていただくことなどもございません。

6. 弊社における業務運営の改善について

弊社は、今般の行政処分を厳粛かつ真摯に受け止め、業務運営体制と内部管理体制の一層の強化等を通じて、再発防止を図ってまいります。再発防止を含めた業務改善計画の一部は以下の通りとなります。

(1)法令等遵守体制に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守体制及び内部管理体制の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直し

① 経営陣主導による法令等遵守体制の見直し

取締役会の構成を見直し、2020年4月に社外取締役を任命しました。この他、法令等遵守体制の見直しについて、弊社が中長期で取り組むべき課題・提言が、2020年7月開催の取締役会に社外取締役より報告され、8月以降、継続的にグループ会社の関係者も含めて討議していくことになっております。「利益相反管理規程」の見直し及び改訂は2020年7月開催の取締役会にて審議され、承認されました。

② 社内特別研修の実施

従来の研修に加えて、本件に基づくテーマを定め、2020年中に計4回（毎四半期）の特別研修を集中的に実施いたします。

社内における「忠実義務」の推進・徹底を目的として、特に投資運用業者として遵守すべき「忠実義務」及び「善管注意義務」に関する研修を2020年2月に、「投資運用業者における利益相反管理」に関する研修を2020年6月にそれぞれ実施しました。また、2020年10月2日にガバナンス強化と企業文化に関する研修を行い、さらに年内に残り1回の特別研修を予定し、全役職員の参加を義務付け、法令等遵守を重視した企業文化の醸成及び定着を目指してまいります。

③ 各種規程・業務マニュアル見直し

コンプライアンス・マニュアル、利益相反管理規程の見直し及び改訂は、2020年7月開催の取締役会において審議・承認され、当該改訂内容を役職員へ周知しました。さらに、研修における社内での周知徹底を今年下期中に実施予定です。

各部横断的な社内チームにより、弊社が策定し公表している「お客様本位の業務運営」を実行するための方針について本件を踏まえ見直しを実施し、新たに5つの方針として整理しました。また、「お客様本位の業務運営の取組状況」の自己評価も実施し、2020年6月30日に当社HPを通じて公表いたしました。

④ 法令等遵守を尊重する企業文化の醸成及び定着

毎週開催される朝会で、全役職員に対する「お客様利益の優先」を実現するためのコンプライアンスの重要性の働きかけを定期的かつ継続的に行っており、四半期ごとに開催する全社員集会等においても行っています。また、全役職員を対象として、倫理的行動に関する全員参加型ワークショップを実施いたします。

⑤ 経営陣主導による改善計画の完遂に向けた取り組み

改善計画の策定及び遂行は、経営委員会が月次で行い、その進捗状況を取締役に報告しています。特に本改善計画の遂行に関しては、経営委員会が計画ごとに責任者及び担当チームを任命することにより、全社的に改善に取組む体制とします。本改善計画の実効性については定期的な検証を行い、必要に応じて見直しを実施します。また、業務改善報告提出後、全役職員向けの本件に関する社内説明会を行いました。その後、毎週の全社員参加の朝会において、業務改善計画の実施状況について逐次報告を行っております。

(2)投資運用業に係る意思決定における社内プロセスの明確化及び具体的な再発防止策

① ファンド・ガバナンス委員会の設置

投資信託に係る意思決定の妥当性を、主に利益相反の観点から包括的に検証を行う組織として、「ファンド・ガバナンス委員会」を2020年7月の取締役会で承認し新設しました。受益者負担に影響を及ぼす重要な契約については、新規、変更、更新のいずれの場合も検証対象とします。

② ファンド運営における管理体制の強化

ファンドにおいて受益者が負担する「その他費用」について、基準額を超えるものは、投信計理業務を担当するオペレーション部長に加えて、リーガル&コンプライアンス部長の事前承認を必要とします。「その他費用」の管理状況についてはオペレーション部が、運用報告書等における開示状況についてはリーガル&コンプライアンス部が、それぞれ前述のファンド・ガバナンス委員会に対し該当期間中の状況について報告を行い、検証を受けます。

③ 利益相反管理の強化

利益相反管理規程の見直し・改訂、及び利益相反管理に関する特別研修に加え、利益相反に関するワークショップを開催し、各部署がそれぞれの業務において想定しうる潜在的な利益相反事例の特定を行い、その内容を反映する形で、2020年6月末に利益相反事例集の改訂を行いました。今後も原則として年1回開催し、利益相反事例集の見直しを行います。

④ 意思決定状況の検証

社内意思決定に関する遺漏の再発防止を徹底するため、各委員会における承認・審議・報告事項の点検を実施しました。それにあたっては、業務の流れを一覧表にし、投資運用業に係る重要な意思決定が現在の弊社の何等かの合議体（委員会もしくは協議会）でなされているかを検証し、現行の合議体のいずれかにてカバーされていることを確認しました。その点検結果はファンド・ガバナンス委員会に報告され検証を受け、最終的には取締役会に報告されます。

⑤ 既存ファンドの自主点検

弊社が設定する全ての投資信託を対象として、直近から過去5年程度まで、カストディ費用を含むいわゆる「その他費用」の支払い状況及びその基となる契約や請求書の確認等の自主点検を実施し、本件及び本件に類似した利益相反や忠実義務違反に相当する事例がないことを確認しました。その結果はファンド・ガバナンス委員会に報告され、検証を受けました。

(3)経営陣を含めた責任の所在の明確化

弊社および弊社の実質的な親会社であるブルーデンシャル・コーポレーション・アジア（PCA）は、本件に対する金融庁行政処分を非常に厳粛に受けとめております。本件に係る役職員の責任を明確化すべく、社内規則に従い処分を実施いたしました。

英国ブルーデンシャル社は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の最終親会社です。最終親会社およびそのグループ会社は主に米国で事業を展開しているブルデンシャル・ファイナンシャル社、および英国のM&G社の子会社であるブルーデンシャル・アシュアランス社とは関係がありません。

以上